

## 社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会備品貸出要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が地域福祉を推進するために所有する備品を個人、団体等に貸し出すことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出備品)

**第2条** 貸出する備品は、協議会が所有管理する備品とし、貸出対象とする備品及び貸出については、備品貸出管理簿（エクセル表）にて管理するものとする。

(対象者)

**第3条** 備品の貸出を受けることができる者は、次に掲げる市内の個人及び団体等とする。

- (1) 南魚沼市に在住する個人
- (2) 地域福祉及びボランティア活動等を推進する団体等
- (3) その他協議会長が特に認める個人・団体等

**2** 前項に規定する個人及び団体等であっても、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、備品を貸し出さないものとする。

- (1) 貸出された備品を、宗教活動若しくは政治活動又は営業活動等に利用する恐れがある個人・団体等
- (2) 暴力団若しくは暴力団員またはそれらと密接な関わりのある個人・団体等
- (3) その他会長が貸出に不相当と認めた個人・団体等

(使用の申請)

**第4条** 備品の借用を受けようとする者（以下、「使用者」という。）は、備品使用申込書によりを協議会長へ申請するものとする。

(貸出期間及び使用料)

**第5条** 備品の貸出期間は1か月以内を基本とし、期間の延長を申し出た場合、協議会は最長1か月の範囲内で延長を認めることができるものとする。

**2** 使用料は、無料とする。

(免責事項)

**第6条** 貸出された備品によるけが若しくは事故等並びに備品の盗難若しくは損害等について、協議会は一切の責任を負わないものとする。

(遵守事項)

**第7条** 使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 備品を大切に扱うこと。
- (2) 備品を借用目的以外には使用しないこと。
- (3) 備品を第三者へ転貸しないこと。

- (4) 備品の全部又は一部に紛失・破損・汚損があった場合は直ちに協議会に報告し、指示に従いその損額を賠償しなければならない。
- (5) 備品の使用による事故があった場合は、直ちに協議会に報告し、その指示に従うこと。
- (6) 備品を返却する際には、点検・確認の上、貸し出しされたときと同じ状態で返却すること。
- (7) 貸出期間に関わらず、物品を必要としなくなった時は、速やかに返却すること。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

**附 則**

この要綱は平成30年7月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は令和4年6月1日から施行する。